

## ○上越教育大学附属幼稚園預かり保育実施要項

(平成28年3月1日学長裁定)

最終改正 令和3年3月17日

(趣旨)

**第1条** この要項は、上越教育大学附属幼稚園（以下「本園」という。）における教育時間以外の園児の保育（以下「預かり保育」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** 預かり保育は、次の各号に掲げることを目的とする。

- (1) 預かり保育の実施で期待できる園児数の増加により、本園の保育に関する研究及び教育実習の質の向上に反映すること。
- (2) 教育時間以外のふさわしい過ごし方を提供することにより、幼児の健やかな心身の発達や社会性の伸長を促すこと。
- (3) 地域や保護者の要請に応じて預かり保育を実施することにより、園児の保護者の子育てを支援すること。

(対象園児)

**第3条** 本園に在籍し、家庭の事情等により預かり保育を必要とする園児を対象とする。

(実施場所)

**第4条** 実施場所は、本園のそら組保育室とする。ただし、園児の状況等により遊戯室及びグラウンドを使用することができる。

(実施日及び実施時間)

**第5条** 実施日は、園長が指定した日を除いた、本園の開園日及び長期休業期間（夏季休業、冬季休業及び学年末休業をいい、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下同じ。）とする。

2 実施時間は、原則として次の表のとおりとする。

開園日	午前7時40分から午前8時40分まで 降園後から午後7時まで
長期休業期間	午前7時40分から午後7時まで

(利用形態)

**第6条** 預かり保育の利用形態は次の各号に掲げるとおりとし、家庭の事情等により選択できるものとする。

- (1) 通年等利用保育 年間又は1月単位で利用する場合
- (2) 一時利用保育 1日単位又は時間単位で利用する場合

(定員)

**第7条** 預かり保育利用時の定員は、通年等利用保育及び一時利用保育を合わせ24人を上限とする。ただし、通年等利用保育の利用者は20人を上限とする。

(利用申込及び許可)

**第8条** 預かり保育を利用しようとする園児の保護者は、指定する日までに別に定める附属幼稚園預かり保育利用登録申請書(以下「申請書」という。)を園長に提出し、登録しなければならない。

2 前項の預かり保育の登録期間は、4月から年度末までの1年間とする。

3 第1項で申請書を提出した者のうち一時利用保育の登録者は、原則として、利用希望日の1週間前までに利用予約しなければならない。

4 園長は、通年等利用保育登録申請者については申請書受理後に、一時利用保育登録申請者については前項の利用予約が提出された後にその内容を審査し利用の諾否を決定するものとする。

5 園長は、前項の規定により預かり保育の利用を決定したときは、別に定める預かり保育決定通知書により保護者に通知しなければならない。

(利用料金)

**第9条** 預かり保育の利用料金は、別に定める。

(その他)

**第10条** この要項に定めるもののほか、預かり保育の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要項は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度に在園する園児から適用する。

**附 則(平成29年1月30日)**

この要項は、平成29年1月30日から施行し、平成28年度に在園する園児から適用する。

**附 則(平成31年3月28日)**

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則(令和3年3月17日)**

この要項は、令和3年4月1日から施行する。